

答申第 620 号

平成 28 年 9 月 9 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 27 年 8 月 13 日付けで諮問された特定事業における事業者選定採点表一部非公開の件（諮問第 695 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定事業における事業者選定採点表を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年7月21日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定県立高等学校跡地利活用事業（以下「本件事業」という。）における事業者採点表について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、本件事業に係る事業者選定評価委員会（以下「本件委員会」という。）において採点された特定県立高等学校跡地利活用に係る事業者選定評価委員会公募型プロポーザル方式仮採点表（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、平成27年8月4日付けで、県が行う事業者選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号を理由に、本件行政文書に記載されている採点を行った事業者選定評価委員会委員（以下「本件委員」という。）の氏名（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成27年8月10日付けで、知事に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書及び非公開等理由説明書に対する意見書並びに当審査会での異議申立人の意見聴取における主張を整理すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 条例第5条第4号該当の点について

本件処分は、条例第5条第4号に該当するとされ、実施機関は、その理由として、県が行う事業者選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しているが、次のように、かかる説明には理由がない。

ア 実施機関は、条例第5条第4号該当を理由に本件処分を行っているが、本号のアからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である。

また、実施機関は、本号アからオまでに該当する情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものも本号に該当するものとして非公開とできる旨説明しているが、これを認めると、非公開理由に対する反論が不可能となり不当である。

イ 実施機関は、条例第5条第4号にいう「おそれ」について、独自の見解を述べているにすぎず、法的保護に値する蓋然性を有するか否かについて言及しておらず、理由付記として不当である。

ウ 本件委員は、地方自治体職員である者（以下「行政機関出身委員」という。）と地方自治体職員でない者（以下「民間出身委員」という。）により構成されているところ、行政機関出身委員は業務として採点しており、また、民間出身委員は、報酬を得て採点していることを考慮すれば、本件非公開情報を非公開とすることは、県政を託した県民に対し県がその諸活動を説明することを県の責務と定める条例第2条に反するものであって、実施機関の責務の放棄である。

エ 本件委員のうち、民間出身委員は地方公務員法第3条第3項第2号に該当する公務員である。したがって、本件委員全員が公務員であるところ、公務員として採点した以上、説明責任の観点から採点結果が公開されるのは当然のことである。採点が正しければ、実施機関が主張する、採点を行った当該委員への個別的批判等が生じるおそれはないはずである。仮に、採点を行った当該委員への個別的批判等があったとしても、それは公務員として当然のことであり、かかるおそれを理由に条例第5条第4号に該当するということとはできない。

オ 本件事業は、平成27年7月13日に、神奈川県議会において、本件事業の対象となっている不動産の処分に係る議案が可決されており、既に事業としては終了している。本件請求は、同年同日以後に行ったものであることを踏まえると、本件非公開情報を公開したとしても、既に事務事業に支障

は生じないはずであり、条例第5条第4号に該当するということはできない。

カ 神奈川県情報公開審査会答申第265号（以下「答申第265号」という。）では、「特定の県立高校の不動産処分に関する県有地・県有施設利用調整会議の議事録に記録されている特定自治体の情報」について、補足的にはあるが、「実施機関は、本件行政文書に記載されている本件自治体の情報を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼすとともに、今後の県と本件自治体との間の事務の遂行に当たり、支障が生じると説明している。しかし、地方自治体が政策を決定するに当たっては、事前に関係団体等と調整を行うことは当然であり、政策決定がされた現時点において、県と本件自治体との間で事前に何らかの調整が行われていたであろうことは、一般的に推測できることである。また、本件自治体もまた、本件自治体の住民に対して説明責任を有することを考慮すると、本件行政文書を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼしたり、今後の事務の遂行に支障が生じるとは認められないことから、条例第5条第4号に該当しないものと判断する。」として、条例第5条第4号には該当しないという判断が示されている。よって、本件非公開情報についても、回答申と同様に条例第5条第4号には該当しない。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当の点について

ア 条例第5条第1号ただし書イ該当の点について

本件委員会における事業者選定は、公的な色彩を持つ公人としての行為であり、これらの選定行為は、広く県民等の正当な関心事であり、社会の注目又は関心を呼ぶものである。

よって、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書イにいう「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開すべきである。

イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当の点について

本件委員は、その全てが公務員にあたるため、条例第5条第1号ただし書にいう「公務員等」に該当し、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書ウに基づき、公開すべきである。

#### 4 実施機関（総務局財産経営部財産経営課）の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件行政文書について

本件事業は、事業者から募った事業提案書における提案内容及び提案価格を、本件委員会において評価し、最も高い評価点を得た提案者を事業候補者として決定する公募型プロポーザル方式によるものであるところ、本件行政文書は、本件委員会において、本件委員が採点を行った際に作成された採点表である。

##### (2) 条例第5条第4号該当性について

本件非公開情報を公開することにより、次のような支障を生じるおそれがあり、今後、同種の事務を実施する際、事業者選定の円滑な遂行に著しい支障が生じると認められるため、条例第5条第4号に該当するものとして、本件処分を行ったものである。

ア 本件非公開情報を公開することとすると、今後予定している同種の事業において、採点を行う同種の委員会委員に対して、個別に、評価点についての不服や批判が向けられるおそれがある。

イ 同種の委員会委員に対して個別的批判等が向けられる可能性が生じると、当該委員において、かかる負担を極力回避したいという心理が働き、当該委員の見識や信念に従った評価が行われず、公正・中立な事業者選定がなされないおそれがあり、今後予定している同種の事業を実施する際に、適切な選定ができないという支障が生ずるおそれがある。

また、かかる負担を回避するために、同種の委員会委員への就任そのものを躊躇する者が出てくるおそれがあり、今後予定している同種の事業を実施する際に、適任者を配ることができなくなるおそれがある。

ウ 本件事業において、本件委員に就任依頼をする際や、仮採点を依頼する際に、採点結果の取扱いについて説明を求められ、誰がどのような採点をしたかについては公開しないことを説明しており、こうした中であって当

該委員名を公開することは、信義則に反することとなる。

エ 本件事業とは別の同種の事業にあっても、同種の委員会委員への就任を依頼するに際して、委員候補者から繰り返し採点結果の取扱いに関する説明を求められており、委員候補者の中には、採点内容が公開され、当該採点を行った当該委員に対して個別的批判等が向けられることに極めて強い懸念が示されるなど、黙示的にではあるが、採点内容の公開を行う場合には、同種の委員会委員への就任を控える旨の意思が確認されているところである。

オ また、異議申立人は、本件委員が公務員であることを以って、説明責任という観点から本件非公開情報が条例第5条第4号には該当しないとしているが、次の点において、かかる主張には理由がない。

(ア) 異議申立人は、本件委員が全て公務員である旨主張しているが、行政機関出身委員は格別、民間出身委員は公務員には当たらない。すなわち、地方公務員法第3条第3項第2号では、「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」が特別職の公務員とされているところ、本件委員会は、要綱により設置された会議体であって、本件委員の選任にあたり、委嘱等の任命行為は行っていないことから、同法にいう「非常勤のもの」には当たらないためである。

なお、本件委員が、同法第22条にいう「臨時的任用職員」に当たらないのは明らかである。

(イ) 本件委員のうち、行政機関出身委員は公務員であるが、公務員としての身分を有していようとも、本件非公開情報を公開することで、今後予定されている同種の事業にあつて、同種の委員会委員が自らの見識や信念に従った評価を行うことが妨げられ、公正・中立な事業者選定がなされないおそれがあることや適任者の確保に支障を生ずるおそれがあることに変わりはない。

カ なお、異議申立人は、実施機関が、条例第5条第4号アからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張して

いるが、本件処分は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するとしたものであって、アからオまでのいずれかに該当するとしたものではない。

(3) 条例第5条第1号ただし書該当性について

異議申立人は、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書イ又はウに該当することを理由に、公開するよう主張しているが、かかる主張は、本号ただし書の解釈を誤ったものであり、適当でない。

すなわち、本号ただし書は、本号本文に該当する非公開情報であっても、本号ただし書に該当する場合には、公開する旨を定めるものであり、本号本文に対する抗弁としてしか主張しえないものである。

しかるに、異議申立人は、条例第5条第4号に基づき一部非公開とした本件処分に対し、同条第1号ただし書イ又はウの適用を主張するものであって適当でない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は異議申立人からの意見及び実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

イ そこで、本件非公開情報の条例第5条第4号該当性について、以下、検討する。

ウ 異議申立人は、実施機関が条例第5条第4号のアからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張している。しかし、実施機関は、本号のアからオまでのいずれかではなく、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして本件処分を行っていることが認められ、この点について、異議申立人の主張には理由がない。

エ また、異議申立人は、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものも本号に該当するものとして非公開とできるとすると、非公開理由に対する反論が不可能となり不当である旨主張している。しかし、前記(2)アのとおり、本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものであり、異議申立人の主張を採用することはできない。異議申立人の主張する非公開理由に対する反論の可否は、実施機関による理由付記の程度にかかわる問題であって、本号の適用を否定する理由にはならないものである。

オ さらに、異議申立人は、実施機関が条例第5条第4号にいうおそれについて、法的保護に値する蓋然性を有するか否かについて言及していない旨、また、本件事業は既に終了しており、事務事業に支障が生じるおそれがない旨主張している。しかし、実施機関の説明によると、本件委員に委員就任を依頼する際等に採点結果の取扱いについて説明を求められており、また、別の同種の事業を実施するに際しても、委員候補者から採点結果の取扱いに関する説明を繰り返し求められているという事実が認められ、中には、採点内容が公表され、採点を行った当該委員に対し個別的批判等が向けられることに極めて強い懸念を示す者がいるなど、本件非公開情報を公



開することにより、今後予定されている同種の事業において、同種の委員会委員の確保に支障をきたすおそれがあると認められる。加えて、こうした本件委員等の反応を踏まえると、採点を行った当該委員に対し、個別的批判等が向けられるおそれが生じ、かかる批判等にさらされる負担を極力回避したいという心理から、当該委員が自らの見識や信念に従った評価を行うことが妨げられ、公正・中立な事業者選定がなされないおそれがあり、今後、同種の事業を実施する際に、適切な選定ができないという支障が生ずるおそれもあると認められる。

カ よって、実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

キ なお、異議申立人は、本件委員が公務員に該当することを前提に、説明責任の観点から、本件非公開情報が公開されるのは当然である旨主張しているが、本件委員が公務員としての身分を有しているか否かにかかわらず、前記(2)オのとおり、本件非公開情報を公開することによって、今後予定されている同種の事業に支障が生じるおそれがあると認められることから、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。

ク また、異議申立人は、答申第265号を引用し、本件非公開情報が条例第5条第4号に該当しない旨主張しているため、この点について、以下、検討する。

(ア) 同答申は、「特定の県立高校の不動産処分に関する県有地・県有施設利用調整会議の議事録に記録されている特定自治体の情報」（以下「議事録」という。）の条例第5条第4号該当性について、既に政策決定された事項であり、当該特定自治体と既に調整が行われているであろうことが推認されること、また、当該特定自治体が地元住民への説明責任を有していることから、議事録を公開したとしても、当該特定自治体の運営に影響を及ぼすことはなく、今後行われる県と当該特定自治体間の事務の遂行にも支障は生じない旨を補足的に判断している。

(イ) しかし、同答申では、議事録には、発言者名や具体的な発言内容の記載もなく、端的に会議の審議結果が記載されているに過ぎないとされているところ、本件行政文書にあっては、評価項目毎に、本件委員が行った採点結果が記載されており、公開請求の対象となる文書の性質を大き

く異にしていると言わなければならない。

よって、同答申の判断を、本件に当てはめることは妥当でなく、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。

(3) 条例第5条第1号ただし書該当性について

異議申立人は、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書イ又はウに該当することを理由に公開するよう主張しているが、前記(2)オのとおり、本件非公開情報は、同条第4号に該当すると認められるため、同条第1号ただし書イ又はウの該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 8 月 13 日	○ 諮問受理
8 月 18 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 4 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 8 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
9 月 16 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 28 年 1 月 12 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する補充意見書を受理
4 月 27 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する補充意見書(2)を受理
6 月 23 日 (第 161 回部会)	○ 審議
7 月 8 日	○ 指名委員により異議申立人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 28 日 (第 162 回部会)	○ 審議
8 月 25 日 (第 163 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 28 年 9 月 9 日現在) (五十音順)